

平成30年度第1回 熊本県私立学校審議会 次第

日時 平成30年8月29日(水)

午後3時から

場所 熊本県庁本館5階 審議会室

1 開 会

2 あいさつ(満原 裕治 熊本県総務部総務私学局長)

3 議 事

【諮問事項】

鎮西高等学校商業科の廃止認可について

有明高等学校商業科の廃止認可について

勇志国際高等学校の学則変更認可について

くまもと清陵高等学校の学則変更認可について

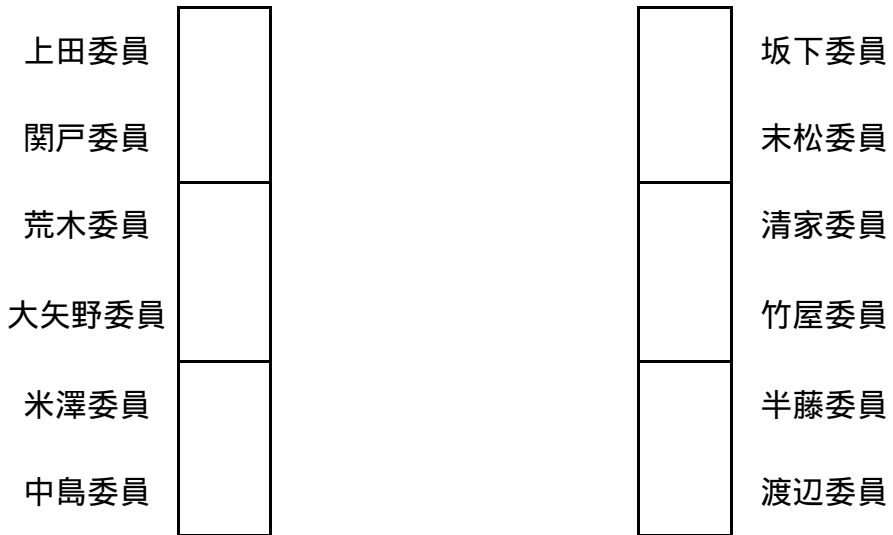
4 閉 会

熊本県私立学校審議会委員名簿

選出区分	氏名	勤務先等	出欠 (予定)
学識経験者 (五十音順)	坂下 玲子	熊本大学教育学部教授	出席
	末松 直洋	熊本県議会総務常任委員会副委員長	出席
	清家 美穂	公認会計士	出席
	竹屋 純子	元熊本県教育委員	出席
	半藤 英明	熊本県立大学学長	出席
	渡辺 勇子	熊本県私立中学高等学校保護者会理事	出席
私学団体 (高校)	上田 祐規	学校法人鎮西学園理事長	出席
	関戸 一義	学校法人慶誠学園理事長	出席
	荒木 真紀子	学校法人菊池女子学園理事長	出席
私学団体 (幼稚園)	大矢野 隆嗣	学校法人桐原学園理事長	出席
	米澤 静江	認定こども園城北幼稚園園長	出席
私学団体 (専修学校)	中島 義和	学校法人中島学園理事長	出席

平成30年度 第1回 熊本県私立学校審議会
席 次 表

会長



記者席

(傍聴席)

(事務局)



森 高松 塘岡 満原 木村
主事 主幹 課長 局長 審議員



佐々木
主事

私立学校法(抄)

(私立学校審議会等への諮問)

第8条 都道府県知事は、私立大学及び私立高等専門学校以外の私立学校について、学校教育法第四条第一項又は第十三条に規定する事項を行う場合においては、あらかじめ、私立学校審議会の意見を聴かなければならない。

2 文部科学大臣は、私立大学又は私立高等専門学校について、学校教育法第四条第一項又は第十三条に規定する事項(同法第九十五条の規定により諮問すべきこととされている事項を除く。)を行う場合においては、あらかじめ、同法第九十五条に規定する審議会等の意見を聴かなければならない。

(私立学校審議会)

第9条 この法律の規定によりその権限に属せしめられた事項を審議させるため、都道府県に、私立学校審議会を置く。

2 私立学校審議会は、私立大学及び私立高等専門学校以外の私立学校並びに私立専修学校及び私立各種学校に関する重要事項について、都道府県知事に建議することができる。

(委員)

第10条 私立学校審議会は、都道府県知事の定める員数の委員をもつて、組織する。

2 委員は、教育に関し学識経験を有する者のうちから、都道府県知事が任命する。

第11条 削除

(委員の任期)

第12条 私立学校審議会の委員の任期は、4年とする。ただし、欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第13条 私立学校審議会に、会長を置く。

2 会長は、委員が互選した者について、都道府県知事が任命する。

3 会長は、私立学校審議会の会務を総理する。

(委員の解任)

第14条 都道府県知事は、私立学校審議会の委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認めるときその他委員として必要な適格性を欠くに至つたと認めるときは、私立学校審議会の議を経て、これを解任することができる。

(議事参与の制限)

第15条 私立学校審議会の委員は、自己、配偶者若しくは三親等以内の親族の一身上に関する事件又は自己の関係する学校、専修学校、各種学校、学校法人若しくは第六十四条第四項の法人に関する事件については、その議事の議決に加わることができない。ただし、会議に出席し、発言することを妨げない。

(委員の費用弁償)

第16条 私立学校審議会の委員は、職務を行うために要する費用の弁償を受けることができる。

2 前項の費用は、都道府県の負担とする。

3 費用弁償の額及びその支給方法は、都道府県の条例で定めなければならない。

(運営の細目)

第17条 この法律に規定するものを除くほか、私立学校審議会の議事の手続その他その運営に関し必要な事項は、都道府県知事の承認を経て、私立学校審議会が定める。

(措置命令等)

第60条 所轄庁は、学校法人が、法令の規定、法令の規定に基づく所轄庁の処分若しくは寄附行為に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くと認めるときは、当該学校法人に対し、期限を定めて、違反の停止、運営の改善その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 所轄庁は、前項の規定による措置命令をしようとする場合には、あらかじめ、私立学校審議会等の意見を聴かなければならない。

3 所轄庁は、第一項の規定による措置命令をしようとする場合には、行政手続法(平成五年法律第八十八号)第三十条の規定による通知において、所轄庁による弁明の機会の付与に代えて私立学校審議会等による弁明の機会の付与を求めることができる旨並びに当該弁明のために出席すべき私立学校審議会等の日時及び場所並びに第五

項の規定による弁明書を提出する場合における当該弁明書の提出先及び提出期限を通知しなければならない。

- 4 私立学校審議会等は、当該学校法人が私立学校審議会等による弁明の機会の付与を求めたときは、所轄庁に代わって弁明の機会を付与しなければならない。
- 5 前項の規定による弁明は、当該学校法人が弁明書を提出してすることを求めたときを除き、私立学校審議会等に出席してするものとする。
- 6 行政手続法第二十九条第二項及び第三十一条（同法第十六条の準用に係る部分に限る。）の規定は、第四項の規定により私立学校審議会等が行う弁明の機会の付与について準用する。この場合において、同法第三十一条において準用する同法第十六条第四項中「行政庁」とあるのは、「私立学校法第二十六条第二項の私立学校審議会等」と読み替えるものとする。
- 7 第四項の規定により私立学校審議会等が弁明の機会を付与する場合には、行政手続法第三章（第十二条及び第十四条を除く。）の規定は、適用しない。
- 8 第一項の規定による措置命令については、行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による不服申立てをすることができない。
- 9 学校法人が第一項の規定による措置命令に従わないときは、所轄庁は、当該学校法人に対し、役員解任を勧告することができる。
- 10 所轄庁は、前項の規定による勧告をしようとする場合には、あらかじめ、当該学校法人の理事又は解任しようとする役員に対して弁明の機会を付与するとともに、私立学校審議会等の意見を聴かななければならない。
- 11 行政手続法第三章第三節の規定及び第三項から第六項までの規定は、前項の規定による弁明について準用する。

私立学校審議会諮問事項

1 私立学校法関係

第8条 学校教育法4条1項、及び13条の認可

学校・課程の設置廃止、設置者の変更、学科の設置廃止、分校の設置廃止、高等学校の広域の通信制の課程に係る学則の変更、私立の学校及び私立の各種学校の収容定員に係る学則の変更、学校の閉鎖命令

第14条 審議会委員の解任(諮問ではなく議決)

第26条 収益事業の種類のため

第31条 寄附行為認可

第50条 学校法人解散事由の認可・認定

第61条 収益事業の停止命令

第62条 学校法人の解散命令

第64条6号 組織変更の認可(学校法人と準学校法人)

2 私立学校振興助成法関係

第12条2号 収容定員に関する是正命令

第12条3号 学校法人予算の変更勧告

第12条4号 役員了解職勧告

3 学校教育法関係

第84条 無認可専修学校・各種学校の設置認可申請勧告

無認可専修学校・各種学校の教育停止命令

熊本県私立学校審議会運営規程

平成25年5月9日改正

- 第1条 会長の互選は、投票又は指名推薦の方法による。
- 第2条 会長の任期は、2年とする。ただし、再任されることができる。
- 第3条 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ、会長の指名する委員が会長の職務を代行する。
- 第4条 会議は、会長が招集する。
- 第5条 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。
- 第6条 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 第7条 会議において発言しようとする者は、議長の許可を受けなければならない。
- 第8条 建議案を提出しようとする者は、案を作り会長に差し出さなければならない。
- 第9条 委員が私立学校法第15条に掲げる事項について発言しようとするときは、あらかじめその旨を会長に申し出なければならない。
- 第10条 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 第11条 会議は、公開とする。ただし、別表に定める議事に係るものは、非公開とする。
- 第12条 議事録は、総務部総務私学局私学振興課の職員が作成する。
- 2 議事録には、議長及び審議会において定めた2名の委員が署名しなければならない。
- 第13条 議案を調査するため、必要に応じ、審議会に部会を設けることができる。
- 第14条 この規程に定めのない事項については、会長が審議会に諮って定める。

別表

非公開とする議事	・私立学校の設置に関すること。 ・私立学校の設置者の変更に関すること。 ・その他、会長が非公開で行うことが必要であると決定した議事
----------	---